

平成 22 年 5 月 25 日

各 位

会 社 名 セーラー広告株式会社  
代表者名 代表取締役社長 植村 貴好  
( J A S D A Q ・ コード 2156 )  
問合せ先 取締役総務本部長 岩本 克美  
電話 087-825-1156

## 定款一部変更および会計監査人選任に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 5 月 25 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」および「会計監査人選任の件」を平成 22 年 6 月 25 日開催予定の第 59 回定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせします。

### 記

#### 【1】定款一部変更の件

##### 1. 定款変更の目的

- (1) 今後の事業内容の多様化に対応するため、物品販売に関する事業目的を追加するものです(変更案第 2 条)。
- (2) 当社は、会社法第 2 条第 6 号に定める大会社ではありませんが、大阪証券取引所の「JASDAQ 等における企業行動規範に関する規則の特例」第 7 条の規定を受け、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、会社法第 326 条第 2 項の規定に基づき会計監査人を新設するものです(変更案第 4 条、第 37 条から第 39 条)。
- (3) 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益について、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含めない旨を明確に定めるため、現行定款第 27 条(報酬等)について所要の変更を行うものです(変更案第 27 条)。
- (4) 変更案第 37 条から第 39 条の新設に伴い、現行定款第 37 条以降の条数の繰り下げを行うものです。

##### 2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

##### 3. 日程

定時株主総会開催予定日	平成 22 年 6 月 25 日(金曜日)
定款変更効力発生予定日	平成 22 年 6 月 25 日(金曜日)

#### 【2】会計監査人選任の件

##### 1. 会計監査人の選任の理由

当社は、会社法第 2 条第 6 号に定める大会社ではありませんが、大阪証券取引所の「JASDAQ 等における企業行動規範に関する規則の特例」第 7 条の規定を受け、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため会計監査人を選任するものです。

なお、会計監査人候補者につきましては、現在当社の金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行っている新日本有限責任監査法人を会計監査人として選任することが、会計監査の効率性を維持するうえで適切であると考えています。

## 2. 会計監査人候補者の略歴等

名 称	新日本有限責任監査法人		
主たる事務所	東京都千代田区内幸町二丁目2番3号日比谷国際ビル		
沿 革	昭和60年10月	監査法人太田哲三事務所と昭和監査法人が合併し、太田昭和監査法人となる	
	昭和61年1月	センチュリー監査法人設立	
	平成12年4月	太田昭和監査法人とセンチュリー監査法人が合併し、監査法人太田昭和センチュリーとなる	
	平成13年7月	新日本監査法人に名称変更	
	平成20年7月	新日本有限責任監査法人となる	
概 要 (平成22年3月31日現在)	構成人員	公認会計士	2,746名
		公認会計士試験合格者等	2,081名
		その他	1,629名
		合 計	6,456名
	被監査会社数		4,180社
	資本金		787百万円

## 3. 就任予定年月日

平成22年6月25日（第59回定時株主総会開催予定日）

以上

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第一章 総 則</p> <p>第 1 条 (条文省略)</p> <p>(目的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1.   (条文省略)</p> <p>17. (新 設)</p> <p style="text-align: center;">18. 前各号に付帯する一切の事業</p> <p>第 3 条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p>(3) 監査役会 (新 設)</p> <p>第 5 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第二章～第三章 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第四章 取締役及び取締役会</p> <p>第 18 条～第 26 条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p> <p style="text-align: center;">第五章 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第一章 総 則</p> <p>第 1 条 (現行どおり)</p> <p>(目的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1.   (現行どおり)</p> <p>17.  </p> <p>18. <u>織物、衣類、身の回り品、日用雑貨、飲料・食料品、紙類、貴金属、宝石、美術品、家具・什器、医薬品・化粧品、化学製品、書籍・文房具、スポーツ・玩具・娯楽用品、電気・電子・通信機械器具、精密機械器具、車輛運搬具、一般機械器具、産業用機械器具の仕入、販売及び輸出入</u></p> <p>19. 前各号に付帯する一切の事業</p> <p>第 3 条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p>(3) 監査役会</p> <p>(4) <u>会計監査人</u></p> <p>第 5 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第二章～第三章 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第四章 取締役及び取締役会</p> <p>第 18 条～第 26 条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益 <u>(以下「報酬等」という。)</u> は、株主総会の決議によって定める。<u>ただし、報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含めない。</u></p> <p style="text-align: center;">第五章 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	第六章 会計監査人
(新 設)	<u>(選任方法)</u>
(新 設)	<u>第 37 条 会計監査人は、株主総会の決議によつて選任する。</u>
(新 設)	<u>(任期)</u>
(新 設)	<u>第 38 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u>
(新 設)	<u>2. 前項の定時株主総会において会計監査人につき別段の決議がされなかった場合、当該会計監査人は当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u>
(新 設)	<u>(報酬等)</u>
(新 設)	<u>第 39 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u>
第六章 計 算 第37条～第40条 (条文省略)	第七章 計 算 第40条～第43条 (現行どおり)